

法改正の趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と生産者ニーズへの的確な対応を図る。

売買取引に対する考え

公的な役割である遵守事項を残し、市場取引の活性化を促進するために民間活動に係る売買取引の制限を削除した国の方針に沿えば、流通の効率化や、今後の市場取引の活性化を推進する上でも、**業界の売買機会を拡大するための裁量を阻害すべきではない。**よって、国の方針に沿い、これまで縛られていた**取引ルール(商物分離・第三者販売・直荷引き)**については**原則自由化**とする。しかしながら、公設市場としての役割・存在意義を確保するためにも、地域貢献度が低下しないようにある一定の条件を付することとし、市場外に荷が流れていかなないように開設者が関与していく必要があると考えている。

